「日本放送協会の『放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準』の変更の認可申請に対する総務省の 考え方についての意見募集」の結果

# I 意見募集期間

平成29年7月21日から平成29年8月24日まで

## Ⅱ 提出された意見の件数、意見提出者

提出された意見の件数: 65件

(1) 放送事業者から提出された意見: 21件

意見提出者(提出順): 日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ岩手、株式会社テレビ朝日ホールディン

グス、株式会社テレビ信州、株式会社テレビユー山形、株式会社東京放送ホールディングス、株式会社中国放送、株式会社毎日放送、中京テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、株式会社フジテレビジョン、西日本放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、株式会社テレビ新潟放送網、

株式会社テレビ東京、南海放送株式会社、朝日放送株式会社、中部日本放送株式会社・

株式会社CBCテレビ、広島テレビ放送株式会社

(2) その他: 44件

意見提出者(提出順): 一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人衛星放送協会、個人(42者※)

# Ⅲ 提出された意見と総務省の考え方

# ・別添のとおり。

※ 本意見募集とは関係のない御意見(1件)に対して、総務省の考え方は示しませんが、意見として承っております。

# 提出された意見と総務省の考え方

# 〇「日本放送協会の『放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準』の変更の認可申請に対する総務省 の考え方」に対する意見と総務省の考え方

1. 放送法(以下「法」という)第20条第10項第1号関係(Ⅲ(2)1.)に対する意見

#### 提出された意見

#### 【意見1-1】

- 今般のインターネット実施基準の変更によってNHKテレビ放送の試験的提供の範囲が拡大するにも関わらず、現行の実施基準の変更を行うものではないことなどを理由に「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」と結論付けるのは、いささ
- 特に試験的提供 A および C の実施は民間事業者が放送あるいはインターネット配信するスポーツイベント (ピョンチャン五輪など)と重複・競合し競争環境を阻害することがないよう、民間事業者の商業性に配慮することが重要です。そのため、認可の条件に「市場の競争を阻害しないこととの関係を十分考慮しつつ実施すること」を追加するよう要望します。

#### 【一般社団法人日本民間放送連盟】

か早計ではないかと考えます。

#### 意見に対する総務省の考え方

実施基準においては、「協会が実施計画の策定等に際し市場競争への影響を考慮・勘案する、必要に応じて業務の改善を図るための措置を講じる」としており、今回の実施基準の変更案において、これを変更するものではありません。

また、実施基準制定時の認可の際に、「インターネット活用業務の実施に当たっては、当該業務の市場競争への影響を十分考慮すること」を認可条件としているため、協会において、これら実施基準及び認可条件に従い適正に業務を実施するものと考えていますが、ご意見の趣旨を踏まえて、今回の認可条件にも「引き続き市場競争への影響を考慮しつつ実施すること」を追加します。

なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験的提供A及びC」に関する意見に対し、「試験的提供Aと試験的提供Cの具体的な実施内容はまだ検討中」

# であり、「ピョンチャン五輪を対象に実施する場合には、共同 で権利を取得している民間放送事業者とは事前に十分に話し 合いを行うことが重要と考えて」いる旨、回答していることか ら、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考 えます。 【意見1-2】 「試験的提供A」に関しては対象スポーツイベントから年間5件程 意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。 度、と現行規模から据え置きとなっている。またピョンチャンオリンピ ック・パラリンピックは提供時間が1日あたり16時間以内と規定されて いる。 オリンピック・パラリンピックは民放と共同で放送権を取得してい る案件であり、すでに民放等による配信も定着しているところである。 また高校野球などのアマチュアスポーツでもNHKと民放による並列 放送(生中継以外に録画による異時間放送、ダイジェスト放送を含む) 番組でも民放事業者によるリアルタイム配信がビジネスとして定着し ているものがある。これらと重複・競合し競争環境を阻害しないよう、 民間事業者の商業性に配慮し、「市場の競争を阻害しないこととの関係 を十分考慮すること」旨を認可条件に追記されることを希望する。 【株式会社毎日放送】 【意見1-3】 これら新サービスの需要動向を調査するための試験的な提供の必要 意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。 性は理解できるが、民放NHKの二元体制の枠組みの中で、配信実験が 行われることを考えると、受信料依拠サービスとしてどこまでの範囲

の視聴機会拡大が許容されるべきか、広く意見を聞き、しっかりと検証

されるべきである。

民間放送は、視聴者が広告部分を含めた番組全体を視聴することを前提としたビジネスモデルで、良質な番組を無料で広く視聴者に提供している。早戻し再生は使用方法如何では、このビジネスモデルを毀損する恐れがある。試験的提供といえども放送事業者が提供する配信にあってこの種のサービスが標準的に実装されるかのような印象を視聴者・被験者に与えることは民間放送事業者に大きな影響を与える。これら影響について十分に配慮する旨が認可条件に追記されることを希望する。

#### 【株式会社毎日放送】

#### 【意見1-4】

NHKの案では「見逃し配信は1日あたりの提供時間を限定しない。」とあることから、民間放送局はじめ民間事業者との市場へ影響が及ぶことを懸念します。

特に試験的提供Aにおいてスポーツイベントやオリンピック競技の配信が重複・競合することも懸念され"民間事業者の事業との競争環境に弊害を及ぼさないよう特に配慮すべき"との要旨の条件文を追加されることを要望します。

【関西テレビ放送株式会社】

#### 【意見1-5】

● 特に「オリンピック・パラリンピック ピョンチャン大会」について 試験的提供A②を実施するにあたっては、その放送番組の同時配信が、 同様の配信基盤から提供される競技映像等の配信とあわせて、民間事業者が放送あるいはインターネット配信するものと重複・競合して競争環境を阻害することがないように、民間事業者の商業性に配慮する

意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

ことが重要と考えます。

そのため、認可の条件に「市場の競争を阻害しないこととの関係を十分 考慮しつつ実施すること」を追加するように要望します。

【株式会社テレビ東京】

#### 【意見1-6】

● 試験的な提供の実施において、民間事業者が放送あるいはインターネット配信するスポーツイベント(ピョンチャン五輪、プロ野球中継、高校野球中継など)と重複・競合し競争環境を阻害することがないよう、また、権利処理等が民間事業者の事業展開に悪影響を及ぼすことがないよう、民間事業者の商業性に配慮することが重要です。そのため、認可の条件に「市場の競争を阻害しないように十分考慮しつつ実施すること」を追加するよう要望します。

意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

【朝日放送株式会社】

## 【意見1-7】

「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」との記載があるが、

「試験的提供」のやり方によっては民放事業者の事業に対してマイナスの影響が生じる懸念がある。したがって、関係各所との事前の協議を行った上で実施に当たっては慎重に判断することを要望する。特に「試験的提供A」におけるピョンチャン五輪の中継の早戻し配信や見逃し配信については、共同で放送権などのメディア権を保有している民放事業者の了解のもとで実施すべきであり、民放事業者の商業性に十分配慮し妨げにならないよう、民放事業者と事前に協議をし、合意を得た場合のみ実施することを要望する。

意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

【日本テレビ放送網株式会社】	
同旨:西日本放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、南海放送株式	
会社	
【意見1-8】	
●「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考え	意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。
られる」との記載があるが、「試験的提供」のやり方によっては民放事	
業者の事業に対してマイナスの影響が生じる懸念があるので、関係各	
所との事前の協議を行った上で慎重な判断をし、実施をお願いしたい。	
【西日本放送株式会社】	
【意見1-9】	
試験的提供のやりかたによっては民間放送の事業にマイナスの影響が	意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。
生じる懸念がある。実施に当たっては関係機関との事前協議を徹底す	
るなど慎重な判断を求める。	
【株式会社テレビ岩手】	
【意見1-10】	
意見	意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。
今回のインターネット実施基準の変更によって、新たにピョンチャ	
ン五輪を対象にした「試験的提供A2」やハイブリッドキャストを利	
用して4K試験放送番組を同時配信する「試験的提供C」を新たに実	
施するなど、NHKの試験的提供の範囲が拡大するにも関わらず、総	
務省が、現行の実施基準の変更を伴うものではないことを理由に「本	
業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられ	
る」と結論付けることについては早計ではないかと考えます。	
試験的提供A2とCの実施は、民間事業者が放送したり、インター	

ネットで配信するスポーツイベントと重複・競合が発生する可能性が あることから、民間事業者の商業性に十分配慮することが重要と考え ます。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

#### 【意見1-11】

「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」との記載がある。1万人以内の参加者による「試験的提供」では市場競争の阻害にならないと思われるが、将来、常時同時配信が始まると、市場競争を阻害することは確実である。

ピョンチャン五輪の「試験的提供」にあたっては、共同でメディア権を保有している民放事業者と十分に協議し実施されるべきである。また、NHKの別添2「平成29年度試験的提供 概要案と実施基準変更案」には、ピョンチャン五輪での早戻し配信・見逃し配信実験について記載されていない。システム負荷の確認にとどめ、早戻し配信・見逃し配信実験をしないことを強く要望する。

【株式会社テレビ信州】

#### 【意見1-12】

試験的提供A②「ピョンチャン五輪での実験」として 1日 16時間 以内、試験的提供B「早朝・深夜の利用動向の確認」として 1日 20時間以内の配信ということだが、補完とは名ばかりで、提供時間 としては過大と考える。今回の実施基準の改定内容のような1日の大半の番組を同時配信することが「補完」だと総務省が考えるのであれば、総務省として「補完」についての具体的な考え方を示すべきではないか。

【株式会社テレビユー山形】

意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

試験的提供A②の1日16時間以内及び試験的提供Bの1日20時間以内はあくまでも提供時間の最大値であり、提供期間も限定されていること、試験的提供Bの参加者の規模は1万人以内と限定されていることから、直ちに法20条2項2号の趣旨に照らして不適当とはいえないものと考えます。

試験的提供Aについては提供する情報の内容・量等によっては、試験的提供Bについては受信契約者を確認するための

方法やその実施期間・実施回数、受信契約者以外の参加者の 規模等によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可 能性もあること等を踏まえ、試験的提供は、段階的に行い、 それまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること、現行の 受信料制度を踏まえて行うことや、試験としての目的に必要 な期間及び費用の範囲内で行うこと、試験の規模・参加者等 について、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施 することを認可条件としています。 【意見1-13】

試験的提供A②、「ピョンチャンオリンピック」の配信は、受信料の支 払いの有無に関係なく参加者が無制限で、相当量の番組の配信を受け られることになる。総務省の考え方では、「費用の上限が2.5%という基 進の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施 するものであること」「試験的提供は公共性が高い取組で現行の実施基 準の枠組みを変更するものではない」という理由で「市場の競争を阻害 するおそれが低い」としているが、今回の配信のような業務を行うこと は、民間事業者にとっては難しいと言えるうえ、共同でメディア権を保 有し、広告収入で成り立っている民間放送の商業性に大きな影響を与 えると考える。総務省が「市場の競争を阻害する恐れが低い」とするさ らなる具体的根拠を示すべきと考える。

意見1-12の意見に対する総務省の考え方に同じ。

【株式会社テレビユー山形】

#### 【意見1-14】

今回のインターネット実施基準の変更では、試験的提供の範囲・時間 が拡大するにも拘らず、費用が現行制度の上限を超えないこと、公共性

意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

の高い取り組みであることを理由に、本業務の見直しが市場の競争を 阻害するおそれは低いものと結論付けられました。これについては民 間の同種のサービスを行う競合事業者として、議論が不十分ではなか ったかと思います。

特に試験的提供A②とCの実施による拡大路線は、平昌オリンピックの配信について検討されていると考えられ、民間放送事業者の放送・配信と重複・競合することが予想されます。都度「市場の競争を阻害しないこと」の検証を行っていただくよう要望いたします。

【株式会社東京放送ホールディングス】

#### 【意見1-15】

●試験的提供の対象となっているピョンチャンオリンピックは、共同でメディア権を民放事業者が保有していることからも、「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」とは言い難いと考える。民放事業者と十分協議し、その了解のもとで実施されるという条件を付加すべきである。特に、提供する放送番組の種類や時間帯、早戻し配信や見逃し配信の実施方法の決定について民放事業者の商業性に十分配慮することを要望する。

<sup>、</sup> 【讀賣テレビ放送株式会社】

#### 【意見1-16】

オリンピック・パラリンピックは、民放事業者においても様々な放送・配信を行う機会となっており、試験的提供A、試験的提供Cの4Kの実験的配信において、提供する番組や時間帯を検討する際には、民放事業者のサービス及びビジネスを毀損することのないよう配慮を要望します。

意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

#### 【株式会社フジテレビジョン】

#### 【意見1-17】

- ・公共放送としてのNHKが実施するインターネット活用業務は、災害 放送等といった公共性の高い取り組みになるべきだと考えます。一方 で娯楽性の強い番組が本業務の対象となり、民間の衛星放送事業者の サービス及びビジネスを棄損することのないよう配慮をお願い致しま す。
- ・また、放送のインターネットへの同時配信においては、法制度等の環境整備がまだ整っていない中、公共放送であるNHKが本業務を実施していくことにより、視聴者が本サービスと誤認することのないよう、「試験的提供」であることを明確に認識できるような配慮をお願い致します。
- ・見逃し配信の提供においては、提供期間の設定次第では、民間の衛星 放送事業者のサービス及びビジネスを棄損する恐れがありますので、 十分な配慮を要望致します。

【一般社団法人衛星放送協会】

## 【意見1-18】

「「試験的提供」について、公共放送として先導的な役割を担うことが 期待される公共性の高い取組を中心とした現行の実施基準で定められ ている枠組を変更するものでないことから、本業務の見直しが市場の 競争を阻害するおそれは低い」とありますが、今回のオリンピック放送 をはじめとする試験的提供に当たっては、民間放送事業者への影響に は十分配慮し、実施すること、そして、検証結果に関しては、需要、費 意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

前段の意見については、意見 1 - 1 の意見に対する総務省 の考え方に同じ。

後段の意見については、試験的提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条

用、権利関係等に関して適切な分析を行い、それを民間放送事業者にも 提供することで、先導的な役割を果たしていくものであることを、認可 にあたっては、再度確認されることを要望します。

【中部日本放送株式会社・株式会社CBCテレビ】

件としています。

なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。

総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準 に従って行われるよう、適切に対応する予定です。

#### 【意見1-19】

試験的提供においてオリンピック・パラリンピック平昌大会の番組を時差再生可能な形で提供されるとのことですが、ジャパンコンソーシアムとして共同運営している民放に対して、番組が競合しないように了解を得たうえで実施する必要があると考えています。高騰している権利料の負担を脅かさないよう十分な協議の上で編成することは必須です。

意見1-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

#### 【広島テレビ放送株式会社】

#### 【意見1-20】

総務省が認可しているインターネット実施基準のガイドライン「目的は放送の補完」「費用は各年度の受信料収入の2.5%を上限」が、試験的提供だけでなく将来の活用業務の指針としても維持されるよう要望します。NHK は常時同時配信を始めとするインターネット活用業務を放送の補完(任意業務)ではなく、放送と並ぶ基幹業務に位置づけようとしています。今回の実施基準変更には提供時間の延長、五輪競技放送の原則配信が盛り込まれており、インターネット活用業

実施基準の変更案において、実施に要する費用は現行の実施基準の範囲内で実施するものとされています。

なお、試験的提供は、段階的に行い、それまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること、現行の受信料制度を踏まえて行うことや、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと、試験の規模・参加者等について、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施することを認可条件

務の拡大に道筋をつける内容となっています。しかしながら、NHKの三位一体改革を踏まえた公共性のあり方、常時同時配信の費用とニーズについては十分な説明が行われないままの議論が続けられています。そうした状況で実施される試験的提供においては、費用面で「将来的にも受信料収入の2.5%を上限とする枠組み」との歯止めを意識した検証とすることが不可欠だと考えます。

総務省の考え方には「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低い」とされています。将来にわたる「市場の競争を阻害するおそれ」がどの程度予測され、おそれがなくなるためにはどのような歯止めをかけるべきなのか。NHKには市場の競争阻害につながらないインターネット活用業務という視点をもって検証してもらいたいと考えます。

#### 【株式会社中国放送】

#### 【意見1-21】

法第15条の目的達成に資すること (法第20条第10項第1号関係)

「公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること」ということからもインターネット活用業務を行うことについて適切な業務とは考えらえれません。

公共放送である限りインターネットに進出することはぜひやめていた だきたい、そのような余裕があるのであれば放送法第4条を守るた め、放送内容についての検証を行う努力をまずしてほしい、また受信 料の値下げに活用してもらいたい。

「市場の競争を阻害しないこと」について大リーグ中継や相撲中継等 視聴率の取れるコンテンツについて、放送、またはインターネット配 信することは、民業圧迫であり、市場の競争を阻害していると考え としています。

今後のインターネット活用業務のあり方については、現在 総務省の有識者会議等で議論されているものであることか ら、参考意見として承ります。

実施基準において、インターネット活用業務の目的については、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施することとされています。

御意見については、参考意見として承ります。

る。

またスポーツ中継を見逃した場合の早戻し配信・見逃し配信などを行 うことについては民間事業者の有料アーカイブ事業の民業圧迫であ る。

これらの観点からも我々が負担する受信料から余分な支出は認められ ない。

【個人】

#### 2. 法第20条第10項第3号関係(Ⅲ(2)3.)に対する意見

#### 提出された意見

#### 【意見2-1】

「地域放送番組の配信に関する課題等については、関連事業者と共 有するよう努めることが求められる」とあり、「事前・事後において関 | 承ります。 連事業者と積極的な連携に努めるとともに、本提供により得られた知 見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行 い、その結果についても適切に公表を行うことが求められる」との記述 に基づき、民放事業者と情報や得られた知見が密に共有されることを お願いしたい。

民放事業者の中でも、特に地域ローカル局にとっては同時配信を将 来行うかどうかの経営判断に資するような詳細なデータ、ノウハウ、知「従って行われるよう、適切に対応する予定です。 見などが最大限提供されるよう、NHKに対する総務省の積極的な働きか けを要望する

#### 【日本テレビ放送網株式会社】

同旨:株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、株式会社長崎国際テ レビ、南海放送株式会社

#### 意見に対する総務省の考え方

御意見は、認可申請に対する考え方に替同する意見として

なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提 出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民 放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努 めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、 本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。

総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に

#### 【意見2-2】

民間放送業者の中でもとりわけ、ローカルテレビ局にとっては同時配 信を行うかどうかの経営判断に資するような詳細なデータ、ノウハウ が最大限提供されるよう要望する。

【株式会社テレビ岩手】

協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出さ れた「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放 送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めて まいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回 答に沿って適切に対応されるものと考えます。

総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に 従って行われるよう、適切に対応する予定です。

#### 【意見2-3】

「地域放送番組の配信に関する課題等については、関連事業者と共 有するよう努めることが求められる」とあり、「事前・事後において 関連事業者と積極的な連携に努めるとともに、本提供により得られた 知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を 行い、その結果についても適切に公表を行うことが求められる」との 記述に基づき、民放事業者と情報や得られた知見が密に共有されるこ とをお願いしたい。

民放事業者の中でも、特に地域ローカル局にとっては同時配信を将 来行うかどうかの経営判断に資するような詳細なデータ、ノウハウ、 知見などが最大限提供されるよう、NHK に対する総務省の積極的な働 きかけを要望する。

【株式会社テレビ信州】

#### 【意見2-4】

我々地方局にとって地域制限の配信の検証は、今後配信にどう向き 合うべきかを考えるための重要な情報になると考える。「地域放送番

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

意見2-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

組の配信に関する課題の検証を含む試験的提供の検証に際し、事前・ 事後において関連事業者と積極的な連携に努める」としていること、 また、得られた知見について、関連事業者とできうる限りの共有・公 表を求めていることは妥当である。

実験を行う地域の選択にあたっては、都市部に偏ることなく、多様な地域の選択を希望すると同時に選択の基準を公表することを希望する。また、実験にあたっては、人口や経済規模によってユーザーの配信に対する考え方に違いがあるのか、地域特性があるのかなどの検証をするべきと考える。さらに、システムの構成や、各地域の運用方法、人員・コスト、利用動向など可能な限り知見公表を希望する。

【株式会社テレビユ―山形】

なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。

また、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「地域放送番組の配信」に関する意見に対し、「具体的な設計は検討中ですが、実施する放送局は2か所程度」である旨、回答しており、協会において、適切に検討されるものと考えます。

総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に 従って行われるよう、適切に対応する予定です。

#### 【意見2-5】

今回の「試験的提供」で導入される予定の「地域制限」は、地域の 人々の知る権利に応えるための適切な対応であると考えます。同時に 地域免許制度に支えられた民放のネットワーク体制が果たしてきた役 割を評価して実施されるものと受け止めています。当社は地域の人々 が地域の情報を過不足なく受け取り、発信することのできる権利「情 報の地方分権」を守ることを県民・視聴者に約束しています。この約 束は経営基盤の安定がなければ維持することが困難です。NHK が豊富 な制作費で生み出す膨大なコンテンツを無秩序に配信し、関連ビジネ スを限りなく肥大化させれば、民間の事業者、特に経営規模の小さい 当社のようなローカル民放局の経営基盤は脅かされる恐れが多大にあ ります。配信に「地域制限」を設ける重要性についてローカル局の立 場を理解していただくとともに、検証結果の民間との共有をはじめ公 意見2-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

表について上記目的に沿った適切な対応の履行を促していただきますよう要望いたします。 【株式会社中国放送】 【意見2-6】 NHKのインターネット業務は、あくまで放送の補完であり、日本の放送が民放NHKの二元体制に依拠している点を尊重した配信態様	意見2-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。
が試験的提供と言えども守られるべきである。その観点からも「地域制御」は必要であり、検証結果について民放事業者等との共有と積極的な連携に努めるよう記述されたことは至極、適切である。 NHKにあってはこの趣旨を尊重し、得られた知見について時宜を得た協議、公表を行うことを切望する。 【株式会社毎日放送】	
【意見2-7】 「試験的提供」で得られるデータや詳細の分析結果などの知見を共有・開示していただくよう要望いたします。中でも、地域制御は地域免許制である民間放送事業者には関心が高く、特にローカル局にとっては、経営に大きな影響を与えうる事項だと考えます。地域制御に関しては、特に、総務省からも NHK に対して積極的な情報開示を行うように、強く働きかけていただくことを要望いたします。 【中京テレビ放送株式会社】	意見2-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見2-8】 ●「地域放送番組の配信に関する課題等については、関連事業者と共	協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出さ

有するよう努めることが求められる」とあるが、民放事業者の中でも、特に地域ローカル局が同時配信の実施を検討するために、規模の小さな NHK 地域放送局での権利処理作業の負荷への対応といった同時配信の運用に関する課題も明らかにすることを要望する。

【讀賣テレビ放送株式会社】

れた「地域放送番組の配信」に関する意見に対し、「具体的な設計は検討中ですが、実施する放送局は2か所程度」である旨、回答しており、協会において、適切に検討されるものと考えます。

総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に 従って行われるよう、適切に対応する予定です。

#### 【意見2-9】

「少なくとも一部については放送対象地域内に限定して配信を行う 地域制限を実施し」とありますが、地域放送番組の配信に関する課題 を検証するためには、現行の実施基準の費用の範囲内で、可能な限り 多くの地域で実施することが重要と考えます。地方の放送事業者の置 かれている環境はエリアによって様々であり、より詳細な分析を行う ためにも、環境の違いに応じた複数の地域を選定し、各々のエリア特 性含めて比較検証することが重要だと考えます。 意見2-8の意見に対する総務省の考え方に同じ。

【東海テレビ放送株式会社】

#### 【意見2-10】

● 地域制限の実施とその検証結果の共有、事前・事後の関連事業者との連携を条件とすることはNHKのインターネット活用業務と放送制度の整合性を検証する観点から、極めて適切であると考えます。

NHKのインターネット活用業務はあくまで放送の補完であり、 放送のインターネット配信においては地域制限を行うべきだと考えま す。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

今後のインターネット活用業務のあり方に関する意見については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。

#### 【意見2-11】

● 地域制限の実施は、NHKのインターネット活用業務はあくまで 放送の補完であることを踏まえ、インターネット活用業務と放送制度 の整合性の観点からも、極めて適切です。地域制限の実施は、所在す る地域、人口、経済規模、地域放送番組の割合、メディア数などが異 なる、可能な限り多くの地域で実施し、その比較検証することが重要 と考えます。

【朝日放送株式会社】

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「地域放送番組の配信」に関する意見に対し、「具体的な設計は検討中ですが、実施する放送局は2か所程度」である旨、回答しており、協会において、適切に検討されるものと考えます。

総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に 従って行われるよう、適切に対応する予定です。

#### 【意見2-12】

- ・今回の「試験的提供」により得られた知見、データ類、利用者の 声、検証結果等については、その全てを公開し、民間の衛星放送事業 者が共有、活用できるよう要望致します。
- ・また、検証結果に対する衛星放送関係事業者の意見等についても、 十分な配慮を行って頂けますようお願い致します。

【一般社団法人衛星放送協会】

意見2-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

## 【意見2-13】

「地域放送番組の配信に関する課題の検証にあたっては、少なくとも一部については放送対象地域に限定して配信を行う「地域制限」を実施し、当該検証の結果について、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めるほか、本提供による検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めること」という前提条件に概ね同意します。

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

今後のインターネット活用業務のあり方に関する意見については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。

NHKテレビ放送の常時同時配信に関しては、多様な言論を実現し、民主主義の基盤となる情報インフラとしての「NHKと民間放送との二元体制」の重要性に鑑み、放送法 81 条 1 項 2 号に定められているNHKの地方向け放送番組を有する義務や、民間放送の地域免許制度など放送制度との整合を十分に考慮すべきです。試験的提供において、「地域制限」に関する検証を行うことは重要ですが、実施においては、「地域制限」が必須であると考えます。

【中部日本放送株式会社・株式会社CBCテレビ】

#### 【意見2-14】

試験的提供において「地域制限」は、民放にとって将来の同時配信に対する重要な指針を示すものとして、検証結果を詳細に開示されるように要望します。

【広島テレビ放送株式会社】

#### 【意見2-15】

「その対象の一部として、受信契約者以外の人を含める…」とある。現行の受信料制度としては不適切であるが、「試験的提供」であり、地上波テレビジョン放送の視聴習慣のない人の動向を調査する必要性を鑑みると許容範囲であると考える。

従来型携帯電話(ガラケー)のみのときは、ほぼ全機種でワンセグ 受信が可能であったが、スマホが出現してから地上波テレビジョン放 送を受信できる携帯電話の比率は減少し続けている。現在、国内のス マホの 70%が地上波放送の受信機能を持たない iPhone である。ま た、残りの Android 系の携帯電話の多くの機種が地上波放送受信用ア ンテナを実装していない。テレビが 1 世帯 1 台の過去の時代から、受 意見2-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。 信設備の所有状況も大きく変化している。

NHK の常時同時配信の実用化の前に、既存の制度にとらわれない、 社会の変化に対応した新たな受信料制度を構築することが重要である と考える。

【株式会社テレビ信州】

#### 【意見2-16】

試験的提供 A②は「ピョンチャンオリンピック」に「限定した内容につき受信料制度の趣旨に照らして不適切なものになる可能性は低い」とのことだが、受信契約していないユーザーが相当数の番組を配信で受けられることは受信料の支払いを行っている視聴者との整合性が取れるとは思えない。「限定した内容につき受信料制度の趣旨に照らして不適切なものになる可能性は低い」との考えは是認できない。 【株式会社テレビユー山形】

受信契約者に限定せずに提供することについては、協会の 国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるも のとなっている場合等、直ちに受信料制度の趣旨との整合性 がとれなくなるおそれが生じることになるとはいえないもの と考えます。

なお、インターネット活用業務の実施にあたっては、現行の 受信料制度を踏まえて行うことや、試験としての目的に必要 な期間及び費用の範囲内で行うこと、試験の規模・参加者等に ついて、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施す ることを認可条件としています。

#### 【意見2-17】

試験的提供A及びBの拡大やCの実施、早戻し・見逃し配信の実施について、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないと認めると結論付けられています。

一方、「提供する情報の内容・量等によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もある」との記述もあります。

この「懸念が生じる可能性もある」については、どのようなケースを想し本実施基準に基づき適正に業務を実施するものと考えます。

受信料制度の趣旨との整合性については、提供する情報の内容・量等や、受信契約者を確認するための方法・実施期間、実施回数を総合的に勘案する必要があると考えます。協会においては、試験的な提供の実施期間、提供内容等について、協会が作成する試験計画で明らかにし、その結果も公表しつつ、本実施其準に其づき適正に業務を実施するものと考えます。

定されているのか、具体的にご回答いただきたいと思います。

総じて、受信料制度についてはNHK受信料制度検討委員会にて、公平 負担徹底のあり方、受信料体系のあり方について引き続き検討中であ るため、それらの結論と合わせて受信料制度との整合性について判断 がなされるべきと考えます。

また、試験的提供Cにおいては、4 K 8 K試験放送を受信できる設備が一般的にないため、放送では受信できず、2 K放送のハイブリッドキャスト配信から提供されるケースとなります。

この場合、試験的提供A、Bにある「同時に提供」の意味合いとは異なることから、現行制度の「放送の補完」の範囲内であるのか、また受信料制度との整合性が保たれるのか、疑問が残ります。

【株式会社東京放送ホールディングス】

また、試験的提供Cについては、国内テレビジョン放送(超高精細度テレビジョン放送の試験放送)を4K信号により伝送し、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器に放送と同時に提供するものであり、提供の期間も限られていることから、直ちに受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるとはいえないものと考えます。

なお、インターネット活用業務の実施にあたっては、現行の 受信料制度を踏まえて行うことや、試験としての目的に必要 な期間及び費用の範囲内で行うこと、試験の規模・参加者等に ついて、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施す ることを認可条件としています。

#### 3. 結論(IV)に対する意見

#### 提出された意見

#### 【意見3-1】

#### 意見

地域放送番組の配信に関する課題の検証にあたっては、放送対象地域内に限定して配信を行う「地域制限」の実施と、その検証結果の民間放送事業者等の関連事業者との共有、また事前・事後の連携を条件とすることは、NHKのインターネット活用業務と放送制度の整合性を検証する観点から適切と考えます。

NHKのインターネット活用業務はあくまで放送の補完であり、放送 番組のインターネット配信するにあたっては地域制限を行うべきと考

#### 意見に対する総務省の考え方

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。

総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に 従って行われるよう、適切に対応する予定です。

えます。	(意見2-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。)
得られた知見は関係事業者との共有に努め、利用しなかった人の傾向なども含め、精緻に分析した上で、その結果の詳細を可能な限り早期に公表することを強く要望いたします。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】	
【意見3-2】 総務省の示している条件付きの認可の考え方は、妥当であると考える。ただ、今後の NHK のインターネット業務実施基準が、改定のたびにその内容が、放送の補完の趣旨を超えて拡大していくことが無いよう、十分な検討を行うべきである。また、「放送を巡る諸課題に関する検討会」においても、受信料制度、インターネット業務を含む NHK の業務の在り方など、国民・視聴者、関係事業者の意見を幅広く聴取し、議論を進めていくことを希望する。さらに、今回、「事前事後の関連事業者との積極的な連携」の努力を条件に行うことを認可した「地域放送番組の配信に関する課題の検証」に関しては、厳しい経営環境にある地域民放事業者にとっては、自らによる同時配信の実証を行うことは、非常に困難であるだけに、地域民放事業者の判断材料とできるよう、様々なデータを、できうる限り詳細に公表していただくことを希望する。 【株式会社テレビユー山形】	意見3-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見3-3】 試験結果を適切に公表することは、国民・視聴者が常時同時配信の社	意見3-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

会的意義・ニーズなどを検討する際の判断材料となるため、本条件は極めて妥当と考えます。更に、我々民間放送事業者にとっては、常時同時配信に関して様々な角度で検討する必要があり、得られた全てのデータについて共有が図られることを要望します。

【株式会社東京放送ホールディングス】

#### 【意見3-4】

「本提供は段階的に行うものとし、新たな提供はそれまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること」が認可申請の前提条件となったことは極めて妥当だと考えます。国民的な負担である受信料を財源としていることを踏まえ、都度都度、実施結果を検証し、本来の目的に照らし合わせ、最大限効果的な提供方法を検討していくことは重要だと考えます。

「検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めること」「本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うこと」が認可申請の前提条件となったことは極めて妥当だと考えます。同時配信の事業性を検討するに際し、民放事業者にとって参考に資する知見やデータを得られるよう、検証の事前・事後における関連事業者との積極的な連携は不可欠です。

【東海テレビ放送株式会社】

#### 【意見3-5】

「本提供により得られた知見について、できる限り関連事業者と共有 を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行う 意見3-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

意見3-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

こと」としたのは極めて妥当です。NHKのインターネット業務で得られ た知見やデータについては、民放事業者が各自で分析・活用できるよう 全面的に開示することを要望します。第193回国会での参議院総務委員 会においても「協会においては、(中略) 視聴者の動向を的確に把握し、 関係者間での情報共有および連携を図るとともに、広く国民の理解を 得られるよう、情報提供に努めること」との附帯決議がなされていると ころです。

【株式会社フジテレビジョン】

#### 【意見3-6】

- 必要な条件を付して認可するという総務省の考え方に賛成しま す。
- 試験的提供により得られる知見の客観性、有用性を担保するため、 当該条件の末尾に「ただし、事前の周知内容等が検証結果に影響を及ぼ すことがないよう十分配慮すること」との文言を追加するよう要望し ます。

く、同時配信サービスの改善・向上の検討という実施目的を丁寧に説明 することが望まれます。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

#### 【意見3-7】

●「本提供に際しては、事前に必要な周知を図るほか、サービス内容・ 期間等について適切に情報提供を行うこと」とあるが、試験的提供の調 査結果の客観性、有用性を担保するため、同時配信の利便性などをこと

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

認可条件において、「本提供に際しては、事前に必要な周 知を図るほか、サービス内容・期間等について適切に情報提 供を行うこと」としているところであり、実施基準におい て、試験的提供は、「放送を補完する観点から、国内テレビ ジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改 NHKは同時配信の利便性をことさら強調して周知を図ることな「善・向上の検討に資すること」を目的に行うものとされてい ることを踏まえ、試験的提供により客観的で有用な知見が得 られるよう、事前の周知等について、協会において適切に対 応されるものと考えます。

意見3-6の意見に対する総務省の考え方に同じ。

さら強調して周知を図ることがないよう要望する。

●NHKのインターネット活用業務はあくまで放送の補完であり、NHKテレビ放送の同時配信においては、それぞれの放送エリアに合わせて、地域制限を行うべきだと考える。

【讀賣テレビ放送株式会社】

#### 【意見3-8】

● 得られた知見の関係事業者との共有や、より詳細な分析、その結果 の適切な公表を条件とすることは、常時同時配信などに関する社会的 意義やニーズなどの判断材料を国民・視聴者に提示する観点から、極め て妥当であると考えます。

NHKは結果の分析・評価にあたり、例えば「利用しなかった人」の傾向なども含め、ネット配信に関するニーズを多面的かつ精緻に検証することが望ましいと考えます。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

#### 【意見3-9】

本試験的提供については受信契約者以外の人を参加者に含めることや地域制限の検証を実施することから、その結果に高い関心を持っているところです。結論として地域制限の検証結果について「民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めるほか、本提供による検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めること。」、「本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うこと。」とされたことは極めて妥当であると評価します。

NHKは技術的な検証課題やシステムも含めてA・B・C各試験的提供

意見3-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

意見3-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

#### の詳細な検証結果を公表することを望みます。

#### 【関西テレビ放送株式会社】

#### 【意見3-10】

● 得られた知見の関係事業者との共有や、より詳細な分析、その結果 の適切な公表を条件とすることは、常時同時配信などに関する社会的 意義やニーズなどの判断材料を国民・視聴者に提示する観点から、極め て妥当であると考えます。

NHKは結果の分析・評価にあたり、例えば「利用しなかった人」の傾向なども含め、ネット配信に関する個別具体的なニーズを多面的かつ精緻に検証することが望ましいと考えます。

【株式会社テレビ東京】

#### 【意見3-11】

● 必要な条件を付して認可するという総務省の考え方に賛成します。

【朝日放送株式会社】

#### 【意見3-12】

- ・「試験的提供」の実施に当たり、前提(条件)を付けるという考え方は妥当と思われます。
- ・ただし、今後の公共放送であるNHKの提供範囲の内容や受信料制度に おいて、民間の有料放送市場、有料配信市場の競争を阻害することのな いよう、衛星放送事業者の意見も聴取し、十分な配慮を行って頂くこと を要望致します。

【一般社団法人衛星放送協会】

意見3-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

今後のインターネット活用業務のあり方については、現在 総務省の有識者会議等で議論されているものであることか ら、参考意見として承ります。

#### 【意見3-13】

「本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有 を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行う こと」という前提条件に同意します。

今回、試験的提供参加者に受信契約者以外の人を加えることは、実態を分析するためには適切であると考えます。また、オリンピックを対象として実施する点も、1つの特殊事例として検証に値する機会であると考えます。

しかしながら、たとえば、受信非契約者の被験者数を確保できていない上での結果や、五輪中継という特殊事例の結果から、常時同時配信実施に結び付けることはできません。

試験的提供に関しては、検証に値する仕様で実施したうえで、短絡的な結論付けとならないよう詳細な分析を行い、その結果については、関連事業者及び国民への十分な説明を実施し、結論ありきの実験とならないことを要望します。

また、試験的提供は、NHKのインターネット常時同時配信実施検討に関する1つの要素に過ぎません。その他にも、法的規律の整合、著作権等権利関係、現行ビジネスモデルとの整合、視聴率の計測及び現行方法との整合等、民間放送事業者に関わる課題は山積されています。それらも十分に整えたうえで、その必要性や受信料制度との整合性に関する議論及び国民への説明を尽くし、進めていくものとなることを要望します。

【中部日本放送株式会社・株式会社CBCテレビ】

前段の意見については、意見3-1の意見に対する総務省 の考え方に同じ。

後段の意見については、意見3-4の意見に対する総務省 の考え方に同じ。

#### 4. 全体に対する意見

的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが必要である。

「試験的提供」を実用化に向けて行うものである以上、「総務省の考

提出された意見 意見に対する総務省の考え方 【意見4-1】 今年度の「試験的提供」をネット同時配信の実用化に向けて行うもので 前段の意見については、実施基準において、試験的提供は、 ある以上、高市総務大臣が7月24日付の書簡でNHKに申し入れた通り、放 「放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番 送の補完的な位置付けであることを前提にすると共に、ネット同時配 組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資 信への具体的なニーズがあるかどうかが明確になるようなデータを公 すること」を目的に行うものとされています。 表するなど、精緻な取り組みを要望する。あわせて、その結果について 今後のインターネット活用業務のあり方については、現在 は、詳細なデータを含めて開示することを求めたい。 総務省の有識者会議等で議論されているものであることか ら、参考意見として承ります。 【日本テレビ放送網株式会社】 同旨:西日本放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、南海放送株式 会社、 後段の意見については、試験的提供により得られた知見に ついてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析 を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条 件としています。 なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提 出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民 放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努 めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、 本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。 【意見4-2】 意見4-1の意見に対する総務省の考え方に同じ。 総務省及びNHKは、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会 的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体

29

え方」のなかでも、常時同時配信が放送の補完業務であることを明確に することが重要である。

常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきである。各世帯の受信設備の所有状況は大きく変化しているなか、既存の制度にとらわれず、社会の変化に対応した受信料制度を構築することが重要であると考える。

「インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完 してその効果・効用を高め・・・」と記述されているが、常時同時配信が 放送の補完業務であること前提に「試験的提供」を実施することを明確 に記述してもらいたい。

【株式会社テレビ信州】

#### 【意見4-3】

テレビ放送の同時配信に関する議論が進む中、詳細のデータはまだまだ不足しています。ユーザーニーズの現状調査やピークトラフィックの推計、さらには配信コンテンツの権利処理の対応など、民間放送事業者がビジネスモデルを想定する上で必要なデータの確保は、これからの議論にとって非常に重要なものになると考えます。

NHKの試験的提供については、試験結果が一般に公開されるということが実施基準に盛り込まれておりますが、前回の試験的提供終了後の公表データは内容的に不十分であり、より有益な精度の高い実証実験を行っていただきたいと考えます。

一方、今回のインターネット実施基準の変更については、放送の補 完の範囲内で明確に試験的提供であることが必要で、民間放送事業者 実施基準において、試験的提供は、「放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること」を目的に行うものとされています。

今後のインターネット活用業務のあり方については、現在 総務省の有識者会議等で議論されているものであることか ら、参考意見として承ります。 との二元体制を脅かすものとならないよう、総務省としても精査されることを要望いたします。

【株式会社東京放送ホールディングス】

#### 【意見4-4】

インターネット活用を含んだ総合的な放送文化の維持・発展のためには、NHKと民放の二元体制の健全な発展がベースにあるべきです。

この点から、インターネット活用業務については NHK だけが先行するのではなく民間放送事業者への影響について十分に配慮されなければなりません。関係各所と事前に十分な協議を行った上で、慎重に判断し、進めていくことを要望いたします。

(2)の1の1のアに、「インターネット活用業務の目的について、協会 (NHK) が行う放送を補完してその効果・効用を高め、(中略) 現行の実施基準で定められた目的等を変更するものでないこと、」との記載がある通り、放送の補完であることを前提とした変更であることを再度、確認したいと考えます。

【中京テレビ放送株式会社】

#### 【意見4-5】

- ●NHK テレビ放送の常時同時配信については、その意義、国民の二一ズ、財源やコストに関して、NHK が自らの考え方を説明し、国民各層が参画できる議論を経て、国民的な合意を得ることが不可欠であると考える。
- ●NHK の試験的提供は、国民に判断材料を提示するために実施される

意見4-3の意見に対する総務省の考え方に同じ。

今後のインターネット活用業務のあり方については、現在 総務省の有識者会議等で議論されているものであることか ら、参考意見として承ります。

試験的提供により得られた知見についてできる限り関連事

ものであり、得られたデータをすべて開示することは不可欠で、その 結果の分析・評価は精緻に行い、特に国民のニーズなどは多面的に検 証すべきである。

●また、それらデータは、民放事業者が同時配信の事業性を判断する ための有益な知見とすることも重要と考える。そのためには、試験的 提供の調査設計に関して、民放事業者への説明と意見を聞く場を設定 することを要望する。

【讀賣テレビ放送株式会社】

# 業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条件としています。

なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。

#### 【意見4-6】

当社は、放送番組の常時同時配信の実施を反対する立場から、NH Kに対し、所謂「インターネット実施基準の変更案」は、常時同時配 信の実施を前提としたものであるとして反対の意見を表明しました。 NHKの常時同時配信が民放へ与える影響は非常に大きく、民放の同 時配信への動きに拍車をかけ、先々、地上波番組の視聴率低下による 民放ローカル局の収益低下と民放ネットワーク体制の弱体化を招き、 ローカル局の経営及び存立基盤を大きく揺るがすものとなります。放 送と通信の垣根が全く無くなることは、現行法制では対応できるもの ではありませんし、放送の補完として部分的な同時ネット配信は認め られるべきとは考えますが、常時同時配信となりますと、無料放送で カバレッジ100%の地上波民放では放送の補完ではなく、放送その ものと言ってよいものが、視聴と回収のギャップが解消できていない 受信料制度のNHKゆえに手続きや手順含めて様々な議論が起こって いると考えています。さて、この度の総務省の考え方は、認可申請に 際する、審査ガイドラインとの照合であり、その結論の妥当性につい て特段の異議はありません。

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

今後のインターネット活用業務のあり方については、現在 総務省の有識者会議等で議論されているものであることか ら、参考意見として承ります。

しかし、NHKは、所謂「インターネット実施基準の変更案」への 意見募集の締め切りと同時に、「常時同時配信の負担のあり方につい て」の答申案を発表、意見募集を行い、同時に諮問されていた「公平 負担徹底のあり方」と「受信料体系のあり方」は遅れること、約一月 後の発表、意見募集となりました。3つの諮問はNHK受信料制度の 将来的整備を行う上で一体的に検討するべきものであり、「常時同時 配信の負担のあり方」の答申だけが先んじて、しかも所謂「インター ネット実施基準の変更案」の答申と一式的な取り扱いを行ったことに 大きな疑問を感じます。本来、「試験的提供」を経て、国民全体で広 く議論し、合意を得るべき、常時同時配信の負担について、その答申 案を試験的提供の検証以前に、拙速且つ優先的な扱いで発表したこと は、2019年度での常時同時配信の実施を既定路線として進めよう とする意図が明白であり、放送の二元体制の一端を担う者として、極 めて遺憾です。スケジュール通り、既定路線化された常時同時配信の ための「試験的提供」ではなく、少なくとも、広く国民に開示と議論 を行うための「試験的提供」であるべきであり、現状の実施規準の変 更過程を見直すように強く要望いたします。

【株式会社テレビ新潟放送網】

#### 【意見4-7】

「インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する等の現行の実施基準で定められた目的等を変更するものでないことから適切な内容であると認められる。」とありますが、先般の協会による発言を見ますと、将来的には「ネット活用を本来業務」と

実施基準において、試験的提供は、「放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること」を目的に行うものとされています。

捕らえているように見受けられます。この考え方に基づくネット活用 であるならば、その業務は不適切ということとなります。認可にあた っては、協会に対し、この考え方をいま一度問い質す必要があるもの と考えます。

【中部日本放送株式会社・株式会社CBCテレビ】

#### 【意見4-8】

インターネット試験的提供の結果については、精緻なデータを開示されることを要望します。

NHK3月2日公表の「見逃し配信利用動向等検証実験」として公表されている内容では「見逃し配信を利用した人」と「同時配信を含むサービスを一度でも利用した人」の割合は提示されていますが、「同時配信を利用した人」がわかりにくくなっています。満足度、利用動向においても「見逃し配信のみ」「同時配信と見逃し配信の両方」のみ開示されています。

平常時において視聴者のニーズは「同時」よりは「見逃し」配信の方が高くなっている結果を裏付けているのではないかと思われる内容と考えますが、設問事項と調査結果について検討をお願いします。

【広島テレビ放送株式会社】

試験的提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条件としています。

なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。

また、具体的な試験設計については、協会において、適切に 対応されるものと考えます。

#### 【意見4-9】

NHK は受信料収入によって経営が行われている以上、NHKの行う業務については、視聴者の理解と納得が得られるかが非常に重要と考える。NHKのインターネット活用業務については、受信料制度や業務のあり方などについて関係者の意見を幅広く聞き取り議論を慎重に進めていただくことを希望する。

総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に 従って行われるよう、適切に対応する予定です。

今後のインターネット活用業務のあり方に関する意見については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。

#### 【株式会社テレビユー山形】

#### 【意見4-10】

権利処理や許諾に関連する各種権利団体などとの交渉を通じて得られた知見が民放事業者にも可能な限り共有されることを要望する。

また、常時同時配信の実施を前提に、試験的提供の段階から民放事業者に先駆けて権利処理のルール作りが進められ、各種の条件が高止まりになることに対する強い懸念があり、この点についても民放事業者と十分に情報が共有され、当事者間での議論ができるような環境が醸成されるよう、総務省及びNHKに要望する。

#### 【日本テレビ放送網株式会社】

同旨:株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、南海放送株式会社

試験的提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条件としています。

なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で 提出された「権利処理」に関する意見に対し、「権利処理に 関する知見についても、可能な範囲で情報提供や説明に努め たい」、「同時配信に関する権利処理のルール作りにあたって は、懸念される点や課題について十分配慮していきたい」 旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って 適切に対応されるものと考えます。

総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準 に従って行われるよう、適切に対応する予定です。

#### 【意見4-11】

権利処理や許諾に関連する各種権利団体などとの交渉を通じて得られた知見が民放事業者にも可能な限り共有されることを要望する。

また、常時同時配信の実施を前提に、試験的提供の段階から民放事業者に先駆けて権利処理のルール作りが進められ、各種の条件が高止まりになることに対する強い懸念があり、この点についても民放事業者と十分に情報が共有され、当事者間での議論ができるような環境が醸成されるよう、総務省及びNHKに要望する。

【株式会社テレビ信州】

意見4-10の意見に対する総務省の考え方に同じ。

#### 【意見4-12】

権利処理や許諾業務において、得られた知見を民間放送事業者にも 共有されることを要望いたします。 特に、今回、配信権や映像使用許諾料などが高額で取引され、その料 金水準が今後の取引実績となるのではないかと懸念されます。この分 野においても、民間放送事業者をはじめとする関係各所と情報共有さ れるよう、NHKに要望するとともに、総務省にもNHKに対して働きかけて いただくよう要望いたします。 【中京テレビ放送株式会社】	意見4-10の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見4-13】	
●NHKによる試験的提供のための権利処理は、民放事業者の配信事業に	意見4-10の意見に対する総務省の考え方に同じ。
影響を及ぼさないように配慮を要望する。	
特に、常時同時配信の実施を前提にして、試験的提供の段階から権利	
処理のルール作りが進められ、各種の条件が高止まりになることに対	
して強い懸念がある。市場の競争を阻害しないためにも、試験的提供の	
権利処理は、民放事業者と十分に情報を共有し、議論ができる場を設け	
ることを要望する。	
【讀賣テレビ放送株式会社】	
【意見4-14】	
試験的提供とはいえ、権利処理等において、これまで関係者が合意形	意見4-10の意見に対する総務省の考え方に同じ。
成のために取り組んできた努力を踏まえ、今後の公正かつ自由な取引	
を妨げるようなことのないよう特段の配慮を要望します。	
【東海テレビ放送株式会社】	
【意見4-15】	

・インターネット活用業務での権利処理において、衛星放送事業者を含む関係者間で、情報共有、連携を図りながら、今後の条件を設定して頂くよう要望致します。 【一般社団法人衛星放送協会】	意見4-10の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見4-16】 昨年11~12月に実施された「見逃し配信利用動向等検証実験」の結果において、権利者団体、映画・写真を扱う大手権利者、試験の対象となる時間帯の番組出演者等の個別の権利者に対し、説明と理解を求め、また番組制作やニュース取材・制作の過程で発生した購入・使用料支払いの契約等により、配信ができない番組や編集素材の把握を行ったとされています。それらの作業は民間業者においてはかなりの負担となりますが、人的なコストは検証結果として反映されにくいものと考えられます。「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」かどうかは疑問です。 【広島テレビ放送株式会社】	意見4-10の意見に対する総務省の考え方に同じ
【意見4-17】 日本放送協会には、 ・受信料に関わる第六十四条の問題 ・いわゆる偏向報道など第四条に関わる問題 などがありこれらを先に解決する必要があるのではないでしょうか? 【匿名】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意 見ではないため、参考意見として承ります。
【意見4-18】 問題点	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意

1、公正中立な放送を求められているのに現状は程遠い

2、デジタル放送でスクランブルかけれるのだから契約者のみ放送できる筈

- 3、平均月収が異常に高い、民間の3~4倍は異常?剰余金は値下げ の原資にすべて回すべき
- 4、本社ビルに韓国、中国の放送局が同居している!

これでは秘密が筒抜け、しかも相手の都合に合わせたニュースわ 垂れ流すこととなる!

以上 問題点を改善しなければ全ての案件に同意できない! 【個人】 見ではないため、参考意見として承ります。

# 【意見4-19】

インターネットへの受信料、必要性を感じません。

そもそも放送法に基づいた公平な報道が行われておりません。

国会議員(蓮舫)の多重国籍問題。

そもそも辞任すべき案件であるにも関わらず報道がありません。

従ってインターネットはおろか地上波への受信料支払いにも必要性を 感じません。

逆に、NHKにかわる新たな公共放送局新設を提案します。

【個人】

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

#### 【意見4-20】

自宅に TV があって NHK の受信料も払っているけれど、自室にはパソコンしかないので、ネットで NHK の放送(特にスポーツの国際大会の生中継)を見たいと思う時があります。

受信料を払っている世帯限定なら、同時配信・配信に賛成します。 ただ、TV とネットで二重徴収はしないで下さい。

# 【匿名】

#### 【意見4-21】

NHK のネットにおける地上波の番組の同時放送は絶対反対です。
NHK はそもそも放送事業者であって通信であるネットでは、放送法は
適用外であるはずです。それなのに、NHK がネットに固執するのは、
将来ネットにおける受信料徴収が目的であるのは明白です。

放送と通信は絶対に分けられなければならず、NHK の為には放送法すら勝手に変えられては、日本国民の法律ではなく NHK の為の法律になってしまいます。

そもそも、テレビで見れば済む番組をネットで見る人はいないと思います。

NHK は、放送のテレビだけで結構です。ネットには絶対に来ないで下さい。迷惑です。

NHKには、番組の捏造、職員の犯罪行為のペナルティーを科す方が先でないですか。一日も早く停波処分5年ぐらい科して下さい。

# 【個人】

## 【意見4-22】

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

御意見については、参考意見として承ります。

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

・参加者について、現行と同等とした上で、テレビジョン受信機を 持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握す るため、受信契約者以外の人を参加者に含めることを可能とすること については、例え、期間を切った試験運用であっても視聴者に視聴料 金が発生するようなシステムの構築をされたい。

それは、例え100円程度の定額でもかまわない。視聴料を取るのは、負担の公平うんぬんというより、料金を支払ってまでTVの同時再送信というサービスを受けるメリットを視聴者側が感じるのかという事を測れると思われるので、無料による試験提供は好ましいとは思えないためである。

【個人】

# 【意見4-23】

NHK の料金徴収法はまったく公共性に欠けていると感じています。

地デジ化の頃失業していました。

お金がなくなり、テレビを買い換える余裕などなかったのに、テレビ が映らなくなりました。

映らないテレビにお金を払いたくなかったので、NHK に何度も連絡して、契約を解除いたしました。

放送法では受信の出来るものを持っていると契約をしなくてはならないとのことなので、私は NHK はおろか、テレビを観なくともまったく支障はないので、テレビを捨てました。

ワンセグ携帯を持っていても料金を徴収されると聞いて、ワンセグの 対応していない海外の端末を買うことにしました。 実施基準の変更案において、試験的提供は2号受信料財源 業務として利用者に対価を求めることなく実施することとさ れています。

御意見については、参考意見として承ります。

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

それなのに、NHK は、今度は PC を持っているものに徴収をすると言い 出す有様。

そのために法律まで変えようとする状態は、まともな発想とは思えません。

自由競争の時代に、法律を盾にむりやり受信料をむしりとるやり方に は断固として反対します。

スクランブルなど、技術的に観ることができないような方法もとれる のですから、

お金を払う人だけが自由に視聴できるようにすればよいと思うし、それが平等で、当然のことだと思います。

観たくない、観ていない人にムキになって関わってくるのは本当にや めていただきたい。

個人の家に押し売りのように訪ねてきて、NHK の受信料を払っていないと威嚇行為をしてくるのも、テレビ受信機を見せろと言ってくるのも、取立てヤクザのようです。

うちは NHK と契約解除しているのに、しつこくやってきます。

まったく知らない人が突然訪ねてきて、テレビがあるかどうか確認を させろと言われたり契約解除しているのなら書類を見せてくれと言わ れてはいそうですかと家の中を案内してもらえると思っているのでし ょうか。

NHK の暴走を止めてください。

観ない自由も保障していただけますよう、お願い申し上げます。

# 【個人】

#### 【意見4-24】

今の NHK は電波の押し売りを行っており、その弊害を全国民が苦々しく思っている。

その根本問題を解決しないで受信料徴収をネット接続まで広めようとする横暴さは日本国民の心の自由を拘束するものであり到底受け入れられないことである。また朝鮮人を500人以上雇用し、平気で日本を蔑む偏向報道を行い何故朝鮮人を雇用しているかの問い合わせに無言無回答で対応し無視している現状がある。

このような問題が頻発しているのに、監督官庁たる総務省は何ら手を 打っていない NHK を解散するか朝鮮人を全員解雇するか何らかの手を 打たなければいけないと強く思う。電波の押し売り横行、ネット受信 押し売り問題、朝鮮人雇用問題これらを一挙に解決するのが民営化を 行うことである。民営化を行うことによって契約者との関係がはっき りし、嫌な者は使わなければいいし、見なければいい。

もしこのまま NHK のネット配信、受信料徴収を認めるならば監督官庁としての総務省を監督不行き届きで徹底的に追及する。

# 【個人】

#### 【意見4-25】

上の趣旨に関しまして前提にに問題ありと考えます。

げんざいけいやくみけいやくにかかわらず視聴できる現実ははなはだ 不公平と言わざるをえません!未契約者はスクランブルをかけてみれ なくすることを強く要求する! 今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

御意見については、参考意見として承ります。

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

## 【個人】

# 御意見については、参考意見として承ります。

#### 【意見4-26】

総務省の考え方はわからないではないが、そもそも現行の放送法の体制自体が今の時代にそぐわないのではないか。

TV が登場したてのかつての時代なら放送法で NHK に特別な立場を認める意義はあっただろう。

しかし、今はその必要はもう無いはずだ。

本案件とは少し話がずれるが、受信料契約が消費者契約法に準じないやり方がそもそもおかしい。

インターネットの世界は無料 (広告閲覧込み) で利用できるか、納得 したものに対して対価を払うかのいずれかだ。

NHK は今回の放送法改正の申請を足がかりにインターネットだけ利用する国民からも受信料を強制的に取ろうとする意図は明白である。

変更の認可申請以前の問題。

国民の中ではスクランブル化すべきだという声が根強いどころか多数 を占めているはずだ。

また、NHK 解体論も日増しに強まっている。

総務省は今こそ国民の声に耳を傾けるべきである。

今回の案件には技術的試験の面では納得がいくが、受信料が絡むので あれば話は別である。

国民は大して視聴することも無い NHK に高額な受信料を取ら続けることに辟易しているのである。

それに受動受信問題だって総務省は全然防止策を実施してくれないじゃないか。

そこをよくよく理解していただきたい。

## 【匿名】

# 【意見4-27】

政治・ニュースの分野において中立な放送を心掛けなければならない 存在でありながら、偏向報道に終始する名ばかりの公共放送など見る 価値もない。

地上波BS放送ですらスクランブルをかけて希望者のみ視聴できる環境で十分と考える。

ましてやネット環境は海外で無料視聴ができるのに国内のみ課金徴収 するというのは到底理解できない。

公共放送を自認し更なる料金徴収を希望するのであれば先ずは財務状況の全面開示が先なのではないかと考える。

# 【個人】

#### 【意見4-28】

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施 基準の変更の認可申請に対し、以下の意見を持って反対します

放送法遵守を求める視聴者の会

テレビは加計問題「閉会中」審査をどう報じたか?消えた参考人問題 http://housouhou.com/2017/08/06/1666/

の調査において NHK の報道が放送法 4 条違反の疑義があります

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

御意見については、参考意見として承ります。

民法よりも公共放送として厳格に放送法遵守が求められるにもかかわらず、放送法第4条第3項および第4項の違反が疑われる事案ではないでしょうか

したがって、放送法4条に違反しているとした場合、今回の申請がそもそも法第15条の目的達成以前の問題であり、公共放送としてのあり方に疑義が生じていると言わざるを得ません

今回を含め今後もいかなる申請をあげようとも、放送法 4 条に違反していないことを検証することがまず日本放送協会として総務省としても検証すべきではないでしょうか

放送したすべてを検証できるのは NHK ですから、自ら検証し公表して、問題が無いことが確認できた場合に限り、認可の議論をすべきでだと考えます

個人情報については、上記問題を放置し NHK の認可を適切などとする 総務省を信用できないことから秘匿します

## 【匿名】

#### 【意見4-29】

このままでは反対ですね!

NHK の財務内容を見ましたが視聴料徴収業務に経費かかりすぎです、 例えば入金なければスクランブルをかけるなど簡素にすべきです、あ

と個人番号を同意の上使うとか工夫すべきです、このまま認められません。 【匿名】	
【意見4-30】 NHK がネット受信料を取るのは反対です。 【匿名】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。 御意見については、参考意見として承ります。
【意見4-31】 放送法上、放送と通信(ネット)は全く別の概念なので、受信料を求める法律上の位置づけがない。NHKは、テレビを持たない世帯からも受信料やそれに近い費用負担を得るための方便として利用しようとしている。公共放送が法的な裏付けがないままで、ネットを料金徴収の根拠とするのは反対です。 【匿名】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。 御意見については、参考意見として承ります。
【意見4-32】 テレビのない世帯でもインターネットを利用していれば NHK が料金を 徴収できるようにするのは反対です。 【匿名】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。 御意見については、参考意見として承ります。
【意見4-33】 そもそも NHK は公共放送の目的を理解していない、果たしていない為	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意

スクランブル導入しか考えられない。公共放送とは常に平等公平な放送でなくてはいけない。国会中継すらすべて放送していない。例を出すと加計学園問題で加戸さん発言はわずか 1 分しか放送しておらず偏向報道をおこなっている。しかも、国民アンケートでは 2000 人中94%が NHK は偏向報道をしていると回答している。公共放送と謳ってるのは NHK 自身だけであり、国民は NHK が公共放送の役目を果たしていると思っていない。そして NHK が強制的に受信料を国民から徴収することは国民の意に反することだ。NHK は民放と同じレベルの放送内容しかしていないにもかかわらず、公共放送を名乗るのはまったくもっておかしな話。NHK は公共放送の役目をはたしていない。NHK は公共放送としての役目をはたしているかどうかは、日本国民が決めることであり、NHK や総務省が決めることではない。日本国民全員へアンケートを実施し、きちんとした国民データを取得したうえで今後のNHK についての在り方を決めるべきだ。NHK 受信料をこのまま取り続けること自体が日本国民は納得いっていない。そこをまず改善せよ。

見ではないため、参考意見として承ります。

【匿名】

## 【意見4-34】

インターネット配信は大反対です。

NHK は放送法を守らず、国益に反する報道が多すぎます。職員、アナウンサーの態度も最悪、百害あって一利なし、一日も早い解体を望みます。

【匿名】

#### 【意見4-35】

放送法も電波法も改定されているとは言えそもそも、現代社会に沿っ

御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意 見ではないため、参考意見として承ります。

御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意

たものではない。NHK 内容は民放と同レベルの内容。NHK は国会中継 すらまともに放送できていない。公共放送の役目を果たしているとは 言えない。ニュース内容も偏っている。ネットで幅広く個人が自由に 情報を入手できる現代において公共放送は必要ない。国民が必要とし ているのは国営放送。NHK が公共放送を続けるのか?続けないか?が 最大の争点であり、公共放送である NHK と国の機関である総務省の互 いの主張、考え方は国民の意見を全く反映していなものである。NHK が公共放送を続けるのか?続けないか?が最大の争点であり過半数以 上の国民の意見を反映していない、過半数以上の国民が参加していな いパブリックコメント制度自体大問題。パブリックコメント制度はほ とんどの国民が存在自体知らず、参加もしていない。過半数以上の日 本国民が理解できる内容になっていないだけでなく、専門知識を持っ た一部の国民しか参加していない時点でパブリックコメント制度は不 公平な制度である。大多数の日本国民が知らないところで知らないう ちに物事が勝手に決められている極めて悪質且つ不公平な制度であ る。ほとんどの国民が参加していない時点でパブリックコメントは廃 止にするべき制度。

見ではないため、参考意見として承ります。

# 【匿名】

## 【意見4-36】

放送法も電波法も改定されているとは言えそもそも、現代社会に沿ったものではない。NHK 内容は民放と同レベルの内容。NHK は国会中継すらまともに放送できていない。公共放送の役目を果たしているとは言えない。ニュース内容も偏っている。ネットで幅広く個人が自由に情報を入手できる現代において公共放送は必要ない。国民が必要としているのは国営放送。NHK が公共放送を続けるのか?続けないか?が

最大の争点であり、公共放送である NHK と国の機関である総務省の互いの主張、考え方は国民の意見を全く反映していなものである。過半数以上の国民の意見を反映していない、過半数以上の国民が参加していないパブリックコメント制度自体大問題。パブリックコメント制度はほとんどの国民が存在自体知らず、参加もしていない。過半数以上の日本国民が理解できる内容になっていないだけでなく、専門知識を持った一部の国民しか参加していない時点でパブリックコメント制度は不公平な制度である。大多数の日本国民が知らないところで知らないうちに物事が勝手に決められている極めて悪質且つ不公平な制度である。ほとんどの国民が参加していない時点でパブリックコメントは廃止にするべき制度。

#### 【匿名】

#### 【意見4-37】

NHK は受信料を廃止してスクランブルを掛けて、見たい人だけ料金を 徴収する様にすべきです。

ましてや、ネット配信してテレビを持たないネット利用者まで自動的 に受信料を徴収するというのはもっての外です。

## 【個人】

## 【意見4-38】

私は以下の理由より、NHK のインターネット放送、放送法第20条の変更に反対します。

1. NHK のニュースは、度々政治的な中立を保っていない事がある。 (放送法4条違反) 今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

御意見については、参考意見として承ります。

- 2. 公共放送であるが、大リーグなどの放送をしている。
- 一部の人はそれらの番組を好きで見るかもしれないが、広く公共性があるとは思えない。

国民から集めた受信料を、莫大で無駄な放映権に充てている。

- 3. 放送法第64条第1項において、ただし書きがあるにも関わらず、NHK 規約第1条の2(放送受信契約の種別)において、携帯用受信機(携帯電話、スマホ)、自動車用受信機(カーナビ)も契約すべき受信機に含まれている。
- 一般において、スマホやカーナビを、NHK の放送を見る目的で所有している人がいるとは考えられない。しかし同規約では、スマホやカーナビを所有している場合は、契約を締結しなければならないとされている。当然、一度契約すればスマホやカーナビを所有している限り、解約は不可能とされている。(放送法第64条第1項違反)

インターネット放送が開始されれば、当然同規約(もしくは放送法) で契約すべき受信機にパソコンやタブレットも足されることが安易に 予想される。

なぜ、スクランブル放送としないのかも、甚だ疑問が残る。

4. 現在 NHK が募集しているパブリックコメント概要において、「専門調査会報告書以降、PC・スマートフォン・タブレット等、多様な端末の普及はいっそう進み、可搬性のある端末も普及してきている。そうしたなか、メディア視聴のあり方も多様化が進行している。」との文言がある。

専門調査会報告書では、インターネット上の動画共有サイトで見逃し

視聴する人の割合の統計があり、 $16\sim19$  歳 70%、20 代 51%が、「よく見る」+「ときどき」と回答した、とあるが、この中で NHK を見る人がいるのか疑問。

民放番組やアニメ(違法アップロード含む)を見逃し視聴する人の割合 が高いのではないか。

そもそもインターネットで NHK を見る人が、どの位の割合であるのか、きちんと実態を調査する必要がある。

また、「視聴者・国民の理解という観点では、多様な端末が普及している状況にあっても、現時点において、テレビ受信機の普及率は約95%と極めて高く、依然としてテレビ受信機が視聴の主流であるといえる。」との文言もあり、差し迫ってインターネット配信の必要性が見えない。

## 【個人】

# 【意見4-39】

偏向報道といわれている NHK には受信料を払いたくありません。 まずは、公平な報道をするように指導してください。

# 【匿名】

#### 【意見4-40】

・ 将来的にインターネット設備設置に対して受信料を取ることにつながるため反対。NHKは公共放送として、テレビからインターネットに利用が移りつつあることに対して対策を講じるべきで、テレビの在り方についてのみ検討すればいい。テレビが廃れたからインターネットを試すのは公共放送としての責務が果たせていない。

御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意 見ではないため、参考意見として承ります。

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

- ・ 年間 1 億 4 千万回の訪問活動および強引に受信契約を迫ること、 受信規約などを拡大解釈することにより、国民の大半はNHKの事業 に対して不満を抱く結果となっている。また、信頼性が乏しい。この ことから、NHKのインターネット業務について、将来的に、NHK と契約を結びたくない国民の選択肢を狭めることとなることから認め るべきではない。NHKと契約したくないために、民放から情報を得 ることをあきらめ、インターネットで情報を得るということをしてい る国民もおり、そうした国民の文化的な生活を阻害することになる。 多くの国民はNHKを毛嫌いしていることを理解すべきであり、既存 の業務を改善しない限り、理解は得られないこと、長きにわたり業務 の改善をしていないことから、認めるべきではない。
- ・(2) 1. 〇2すでにインターネット上では、インターネットを専門とするメディアや個人による情報発信がある程度成熟しており、受信料という安定財源のあるNHKの参入は市場の競争を阻害することが間違いない。テレビにはない情報をインターネットで入手できなくなることで言論の統制にもつながりかねない。
- ・(2) 1. 〇3現時点で、訪問活動に関する外部委託先による不法 行為や苦情が多発している中で、NHKには外部業者を選定したり、 監督したりする能力がないことが明白であり、軽軽に認めるべきでは ない。また、会計検査院から長年指摘されているように子会社に対す る不適切な随意契約が解消することがなく、NHKは自浄作用がな く、常に自グループの利権を目指した行動することが認められてい る。そういった現状であるから、全く説得力がない。認めるべきでは ない。
- ・(2) 1. 〇4現時点で、訪問活動の外部委託業者に対する視聴者 からの苦情に対応できていない状態であり、認めるべきではない。

- ・ 2. 〇1〇2 現時点で、NHKは放送法を拡大解釈(たとえば、受信設備の「設置」)し、無責任かつ強引な受信契約締結を行っており、今後業務の種類などを拡大解釈することが目に見えていることから、認めるべきではない。国民からの理解が得られていない。
- ・3. 全般 NHKは現時点で、無責任かつ強引な受信契約締結を行っており、民間企業ではありえない量の苦情が多発していることは、改善の見込みや取り組みも見られない。そのため認めるべきではない。
- ・最後に意見。総務省はNHKをまともに管理してほしい。 【匿名】

#### 【意見4-41】

今般のパブリックコメント募集においては、インターネットにおいて 同時配信を行った上で、受信料徴収を聴取可能なすべての携帯端末で 行うことになっていますが、無条件に聴取料金を徴収するのではな く、加入型サービスとして、オンデマンドな形態であれば、加入者の みの徴収として公平であり賛成できますが、一律にすべての端末を対 象とする場合には、見ない人または見たくない人まで徴収する受益者 負担の原則から言っても反対いたします。

また、現行の放送法64条が、現在の状況に即した環境を繁栄した条 文になっておらず受益者負担の原則から逸脱しており、廃止または受 益者が選択を行える様にしないといけないと考えます。

併せて、現在の NHK の放送内容は、あまりにも検証不足または制作者側の意図により聴取者に不利益をもたらす内容であるが、相談または告発すべき窓口が明確になっておらず、また調査や罰則などの明確な処置が執られていないと思われます。

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

今後放送法4条の適用などの運用面を含めた総務省内での仕組み作り や個別案件に関する調査が行える第三者機関または受信料金を契約に 基づき受益者が支払っているので、NHKという情報の販売者と聴取者 という消費者の観点から、消費者庁で苦情、告発等の取り扱いを行え るように検討をいただき、電波行政や放送行政などを国民が偏った情 報により不利益が生じない執行の程よろしくお願いいたします。

# 【個人】

#### 【意見4-42】

日本放送協会の「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準」の変更について断固反対いたします。

インターネット配信など全く必要ありません。

また、地上波でスクランブルをかけ料金を支払ってる人だけが見られる公平な制度が必要だと考えます。

# 【匿名】

#### 【意見4-43】

NHK には公共放送としてインターネット放送を新規事業ではなく、義務として提供させるべき

NHK は受信料収入で番組を制作しており、制作した番組はインターネット上にアーカイブされ自由に閲覧できるようにすべきである。 現在 NHK は公共放送にふさわしいと思えないような番組を制作しており、公共放送としてふさわしい番組を制作しているか?もっと多くの人が検証できるように全番組を一定期間無料で公開させるべきだ。 Youtube や海外のネット放送事業者と同等の品質で提供できるよう 御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意 見ではないため、参考意見として承ります。

に、受信料収入に対する制限など儲けず、その環境を整備すべきである。

ニュース番組やドキュメント番組については歴史的資料として長期間 無料で閲覧できるようにすべき。

NHK オンデマンドにて有料で行われているが、ニュース番組に至っては1週間しか視聴できない。

集めた受信料でどのような番組が放送されたのか?公益性や国民への 影響の大きいニュース番組においては、歴史的な資料として長期間に わたって保存・公開されるべきである。図書館で過去の新聞が閲覧で きるが、テレビ放送についても同様に保管閲覧されるべきである。

アメリカではフェイクニュース・詐欺ニュースが大きな問題にされているが、日本の番組においても適切な解説がなされているとは思えない番組や報道も多い。

NHKでも時事問題を扱う番組でトランプ政権は自画自賛をしているとの解説を延々流したり、IS支配地域モスルが解放されるニュースの解説に BGM としてオフコースのさよならを流したり、北朝鮮のレストランの冷麺がおいしい一度行って欲しいという解説をしたり、常軌を逸しているとしか思えない悪ふざけのような番組が放送されていた。このような番組づくりが公共放送としてふさわしいのか?

また、民間の放送では先の都議会選挙に大きな影響を与えたフェイクニュースが放送され、1年後にようやく番組が謝罪を流すという事件があった。

都議会議長が小池知事の握手を拒否したという内容であったが、実際

には握手はされておりその番組のフェイクニュースをもとに都議会へ 不信感を高めた方も多かったのではないか?

米国でも同様のフェイクニュースが流れており、問題になっている。 トランプ大統領はポーランド首相夫人から握手を拒否された。トラン プ大統領が車椅子の子供と握手をしなかった。というものであるが実 際は握手のシーンを編集で消しただけのフェイクニュースだった。

NHK は公共放送であり、特に年齢が高い方は大きな信頼を寄せている。

NHK で間違ったニュースが放送されないか?インターネットへのアーカイブで視聴者が十分に検証・監視できるように環境を整備すべきだ。

その他の時事問題に関しても、ニュース7などの影響の大きい番組で、世間の注目を集めている加計学園問題で加戸前愛媛県知事の国会での証言を短くしか扱わずに、野党議員の同じことを繰り返すだけの水掛け論を長々と扱ったり、ニュースと国会の双方を視聴した方がツィッター上で「おかしい」と違和感を指摘し注目されている。

NHKであれば放送に字幕がつく番組がほとんどであるから、映像音声のみならず字幕データでも閲覧・検索できるようにすべき。国会審議に関してはインターネット放送もされ、議事録も検索閲覧できるように整備がされている。

繰り返すが、公共放送として受信料を集めて番組を作っているのだか

ら、番組は視聴者が視聴・検証できるように一定期間無料で公開されるべきだ。

インターネットが不十分であった時代は、放送内容を DVD にして子会 社が発売するという事業も必要であったかもしれないが、光ファイバ 一網が整備された今なぜ受信料を集めて作った番組を子会社で DVD 化 して利益を子会社に蓄積するのかについても、受信料を集めて作って いる公共放送のあり方として見直すべき。

4 K試験放送の配信にも触れられていたが、NHK は現在 G・E・BS 1・BS プレミアム・ラジオ第 1・第 2・FM と膨大な電波が割り当てられている。

本当にこれだけの電波を占有する公共放送としてふさわしいか?国の 資産である電波を格安で占有し続けてよいか、まず国民に問うべきで ある。

現在の放送内容を 4k 化して画質を上げるよりも、帯域を圧縮し空いた帯域を新規事業者に開放するべきではないかと考える。

携帯電話の事業社の独占が進み、MVNOとして新規事業者の参入・開放 が義務付けされている。

Youtube 使ったインターネット番組を公開している事業者や記者も居り、高い評価を集めている番組もある。いつまでも同じ事業者しかいない放送業界全体を新規の事業者を集める事でもっと活性化し、新しい事業者で多チャンネル化して多様な意見を流し国民が選択できるようにすべきだ。

## 【匿名】

#### 【意見4-44】

インターネットは元々日本が作ったものでは無く、米国発信のグローバルな自由なインフラである。

この自由なインフラに、特定の政府による強制徴収等と言う、人権を制限するような行為は、世界中のいかなる国も許さないだろう。(中国は別かも知れないが・・・)

1995年にNSFNETが役割を終えると、インターネットには営利目的の利用についての制限はなくなり、自由な空間となった。

インターネットプロバイダーが有料で通信インフラを提供し、そのインフラを使って多数のコンテンツ業者が有料でサービスを提供する、言ってみれば、誰でも、自由に、制限無く、自分の求めるものを、自分の意思で提供し、手に入れることが出来る制限の無い自由なサイバー空間なのである。

勿論、限られた一部の国では言論統制や攻撃の手段として悪用されている事もあるが、あくまでも誰もが求めない例外であって、本来、このような制限は一切もうけてはならないものである。

今回の NHK 及びその指定業者が、NHK の放送コンテンツをインターネット上で強制的に有料放送として流す事を目的とした申請行為は、グローバルな自由空間であるインターネットを特定の国の特定の指定業者が一方的に破壊する無法行為に他ならない。

一部の国による言論統制等の例と比べても、同等かそれ以上の悪意の ある目的としか思えない。

けして許される事ではない。

絶対に反対です。

米国がこの事を知ったら、けして黙ってはいないだろう。

# 【匿名】

#### 【意見4-45】

インターネット放送に反対です。

#### 理由

- 1 NHK においては、受信料問題を解決すべきである。全国平均 70% 超の徴収率で七 の善良な国民によって維持されている現状で、これを解消しなければ憲法に規定 る「法の下の平等」に反する違法状態である。
- 2 また、職員の年収 1,700万円を超える賃金を再考すべきである。知人に聞けば NHK 職員の中で受信料を支払っていない人間がいるとも聞く。
- 3 職員の中に工作員とも思料される者が居り、ネット配信することで全世界に偏 向した番組が配信され、世界的に見て国営放送とされる NHK により、世界に向けて 日本政府がメッセージを発したと誤解される。

等々の諸問題を解決した後に、新規事業を開始すべきである。

## 【個人】

## 【意見4-46】

日本放送協会のインターネット活用業務について反対です。

日本放送協会を縮小、解体し、民間放送及び国営放送に分割すべきだ

御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意 見ではないため、参考意見として承ります。

と考えます。

# 【個人】

## 【意見4-47】

総務省の見解には概ね賛成致します。

結論で挙げられている前提(条件) 1、2 を、しっかり統括される事を望みます。

特に利用者の意見、苦情に対し、何らかの窓口の設置や対応。と提携関係やまた試験的な運用での子会社、関係会社の収支等の公開等も希望致します。

今後のプロセスとして挙げられている意見募集により、検討される場合の電波監視審議会への諮問も、的確に宜しくお願い致します。

またNHKからの申請案の試験的な同時配信で気になる事が、再配信者間の著作権についての係争問題です。

これとまた別の話になると思いますが、先に告示のあったNHKのパブリックコメントでは、新設のネット受信料の必要性を不払いとの不公平感としての提示が多く感じましたが、これへの移行の為の申請なのではないかと感じていました。

この為の試験的な制度?と首を傾げるところも多く感じ、著作権、放映権、通信業界等の思惑が、まねきTV訴訟の様な問題点を抱えたままになると危惧しています。

これらの点をご考慮いただき、必要ならば今後のプロセスで示された

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

利用者からの意見・苦情等への対応については、実施基準において、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応することとされており、協会において実施基準に従い適正に業務を実施するものと考えています。

様な電波審議会への諮問へご提案をお願い致します。

# 【匿名】

#### 【意見4-48】

結論で挙げられてる前提(条件)の1、2、3、4、5のうち、1、2、5を、しっかり総括をお願いしたいです。

特に総務省の考え方、三頁4の「外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること」について、利用者の意見や苦情等の対処として、その対応として、パブリックコメントと同等レベルの、複数の媒体窓口の設置を希望します。

また、子会社や関係会社との収支等の公表を、きちんと義務付けをお願いしたいです。

平昌オリンピックの放映権は幾らで買う予定なのか、ここもきちんと 聞きたいです。

そして、NHKからの申請案についてですが、同時配信について内容に疑問があります。同時配信でインターネットの利用を検討されているようですが、どの様な形でサービス提供をお考えですか?

漠然とネット配信では、内容がわかりません。

ホームページで会員を募ってという規模なのか民間と提携して例えば 角川でしたら、ニコ生配信するような大規模なものなのか。

これでだいぶ話が違ってきますので、是非説明をお願いします。

最後に、今後のプロセスとしてあげられている、意見募集結果を踏まえた、さらなる検討と電波監視審議会への諮問も、的確によろしくお願い

実施基準において、インターネット活用業務を実施するにあたっては、協会が実施計画を策定・公表することされています。また、利用者からの意見・苦情等への対応については、実施基準において、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応することとされており、協会において実施基準に従い適正に業務を実施するものと考えています。

します。

# 【匿名】

## 【意見4-49】

概ね賛成します。

平昌オリンピックの放映権はいくらで買うのか公表してほしいです。 NHKのネット同時配信の内容が不明なので詳細を公開してほしいです。 インターネットをどう利用するのですか?

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

その他の御意見については、参考意見として承ります。

# 【匿名】

## 【意見4-50】

総務省の見解に概ね賛成です。

結論で挙げられてる前提(条件)の1、2、3、4、5のうち、1、2、5を、し っかり総括をお願いしたいです。

特に総務省の考え方、三頁4の「外部事業者及び民間競合事業者からの」け、迅速かつ適切に対応することとされており、協会におい 意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものである こと」について、

利用者の意見や苦情等の対処として、その対応として、パブリックコメ ントと同等レベル以上の、複数の媒体窓口の設置を希望します。

パブリックコメントについても一般的に広まっているとは言い難い部 分もありますので、もっと日本国民に浸透させるように努力するべき だと思います。

また、子会社や関係会社との収支等の公表を、きちんと義務付けをお願 いしたいです。

平昌オリンピックの放映権は幾らで買う予定なのか、ここもきちんと

御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として 承ります。

利用者からの意見・苦情等への対応については、実施基準 において、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付 て実施基準に従い適正に業務を実施するものと考えていま す。

#### 聞きたいです。

そして、NHKからの申請案についてですが、同時配信について内容に疑問があります。同時配信でインターネットの利用を検討されているようですが、どの様な形でサービス提供をお考えですか?

漠然とネット配信では、内容がわかりません。

ホームページで会員を募ってという規模なのか民間と提携して例えば 角川でしたら、ニコ生配信するような大規模なものなのか。

これでだいぶ話が違ってきますので、是非説明をお願いします。

あと資料をみていると、平昌オリンピックのみを特別扱いしている様 な印象をお見受けします。

これでは電波を扱うものとしての公共性や公平性をむしろ逸脱をしているのではないでしょうか?

公共性や公平性を重視するのでしたら、オリンピックの様な4年に一度の行事はなく、日常の放送にて対応をしてみるべきです。

最後に、今後のプロセスとしてあげられている、意見募集結果を踏まえた、さらなる検討と電波監視審議会への諮問も、的確によろしくお願いします。

## 【匿名】

## 【意見4-51】

今回の同時配信等の業務について、総務省の見解は、既に認可している基準の範疇であり、基本的に問題なしとの判断ですが、「受信料収入の2.5%を上限とする」ことを前提にしていると思われます。

2号受信料財源業務の費用の上限については、実施基準の 制定時に、協会が人件費を含めた費用見込みを元に定めたも のであり、費用の上限値については一定の合理性があるもの 受信料収入の2. 5%は150億超える大きな金額であり、NHKのそもそもの任務である放送以外の業務に、それも試験的提供の業務にそれだけの金額を使用することが果たしてよいのか、機会をみて認可基準そのものを見直すべきだと思います。

また、2.5%、150億円なる金額の対象になるものは、業務の上乗せ経費のみか、人件費等間接費を含めてのものか、今回の照会ではわかりません。それらは NHK の自主性を尊重して行うことを前提とする認可基準の趣旨から NHK に委ねるものなのでしょうか。それとも、どこかにその具体的基準が既にあるので、心配に及ばないというものでしょうか。

少なくとも、この範囲のものが経費の対象になることについて明らかにすべきと思います。既定の基準があれば、照会の際に参考まで付記してあればと思います。

さらに、できれば今回の試験的業務では、これだけの業務にこれだけ の金額を予定しており、認可基準の範囲内で収まることを、明示すべ きと思います。

## 【個人】

# 【意見4-52】

今回話題に登っている、ネット放送による自由化はいい方向と考えるが、受信料徴収に至る必要性が殆ど見ない人にとって平等とは言えないと考えます、どうして、デジタル化してるのに、スクランブル方式を取らないのか?技術的にも問題アンク出来るはずだし、実際、BS 放送ではそれに類した技術を使っているじゃないですか。ネットに繋ぐと受信料が発生する件については、見る人、良く見る人、殆ど見ない人での公平性が取れないと思いますが如何でしょう、

と考えます。

各年度の具体的な費用については、実施計画や実施状況に 関する資料において明らかにされるものと認識しています

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

受信料は、網をかけてくまなく徴収する気のようですが、予算の使い 方が全く公表されないのはおかしいと感じます。

徴収した受信料が何処けどのように使われているのかを、詳しく公表 する必要が有ると思いましがいかがですか。

取るだけ取って後は任せろでは国民は納得出来ません、詳細な報告書 を毎年作成し、公表するのが筋だと思います 以上。

# 【個人】

#### 【意見4-53】

自身の放送をインターネットでも放送したいとのことですが、テレビ 受信機を持たない世帯にも受信料を請求したいのでしょうが、大反対「第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 です。

そもそも、何故、受信料を払わない国民がいるのかを無視して、お金を 恵んでもらおうという考えが卑しすぎる。

日本放送協会は、岩盤規制に守られて視聴者から乖離しながらもその ことに自省せず、法律に守られて血税をむしり取る卑しい協会じゃな いでしょうか。

インターネットに参入して、新しく国民から搾取するつもりですか? 一体何様ですか?

税金を掠め取ることばかりに知恵を使わずに、社会人として世間の常 識を学ばれたらどうですか?

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

また、放送法の引用がありましたが、

# 法第15条

1.「公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること」

インターネットどころか、日本放送協会のコンテンツ自体がこれに違 反していませんか。

放送法遵守を求める視聴者の会が出した意見広告からわかりますが、 そもそも、日本放送協会が公共放送に値するかの疑問点です。

政治的に中立であるはずの公共放送が中立ではない問題を考えるところから始めるべきじゃないでしょうか。

政治的に偏った放送を行っておきながら、義務のように受信料を徴収している時点で存在の必要を感じません。

気持ちは、日本放送協会の解体が希望です。

外国人を多数採用して、公共放送ですか? 何か悪質な冗談ですか?

いい加減、日本の国民に馬鹿にするのはやめて、税金を返してください。

# 【匿名】

## 【意見4-54】

総務省案に次の条件を付け加えるなら賛成します!

御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意

1, 最近のNHKの放送内容が著しく偏っている、加計学園の報道姿勢が 1例である、

野党側の主張に時間を使いすぎて、反対証人を殆ど放映していない、明らかな放送法4条違反!

- 2、1の違反に対する抑止としての有効なペナルティーがない現在、確 実な縛りが必要です。
- 3、公平性の観点とSNSの益々の増加に対しスクランブルの徹底を命じる!要するに不払い者に対し見られないようにする!払ってるユーザーの権利を守らす事

以上をクリアーする場合において賛成いたします。

# 【匿名】

## 【意見4-55】

ネット利用者からも、受信料を徴収する事に反対ですし、NHKの番組をネット配信する事にも、反対です。

月刊正論2010年1月号に、フランス在住邦人 敦子カローさんの はありません。 記事で、日本の公共放送が海外のテレビ局に貸し出した映像はどう利 御意見につい 用されているかを書かれています。

この事実を知ってほしい日本の公共放送が海外のテレビ局に貸し出し た映像はどう利用されているのか

見ではないため、参考意見として承ります

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。

ttp://nippon-end.jugem.jp/?eid=1147&guid=0N&view=mobile&tid=4 月刊正論ttp://seiron-sankei.com/676

ETV特集「関東大震災と朝鮮人 悲劇はなぜ起きたのか」で、朝鮮人が犯罪を犯した事は全く報道をせず、「日本人がいかに朝鮮人に酷い事をしたか」と報道し、韓国では8月30日、関東大震災時に起きた朝鮮人虐殺事件の被害者遺族が遺族会を立ち上げ、韓国と日本の政府に真相解明と賠償を求めていくそうです。

旧日本軍の「731部隊」(関東軍防疫給水部)をめぐるドキュメンタリーで、事実と違う事を報道し、それに対し8月15日、中国外交部の華春瑩(ホア・チュンイン)副報道局長は同日の定例記者会見で、NHKが731部隊に関する番組を放送したことを称替しました。

NHKスペシャル樺太地上戦終戦後7日間の悲劇でも事実と違う事を 報道していました。

強制的に徴収された受信料と、私達の税金で、中韓の反日運動に手を貸す番組を作るNHKの番組がネット配信されれば、日本国・日本人にどんな被害が及ぶか分かりません。

NHKのネット配信を止め、税金をNHK予算に使うのも廃止し、NH Kを見たい人からだけ受信料を取るようにして下さい。

## 【匿名】

#### 【意見4-56】

以下、意見を行う。

>III 現時点における総務省の考え方

> (2)

今回申請のあった業務を認可することにより、法第64条 第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信 設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので はありません。 >1.

# >01

反論がある。インターネット上でコンテンツの提供を行う事は、放送法 15条の「国内基幹放送」及び「放送」という内容に反する。

リアルタイムのマルチキャストのみであれば、「放送」と言い得る部分があると思われるが、しかしそれはあくまで希望者に対して補完的に行うものであって、しかも現状、テレビ放送は日本全土を問題なく覆っている事から、インターネット上でのコンテンツの提供は本来的にこれを行わなければならないという義務は無い。

NHKによるインターネット上でのコンテンツの提供は、単なる雑多なコンテンツ事業者の中の一事業者としてコンテンツを提供する事になるものであって、NHKとしての特有の行為ではない事を主張する。(コンテンツ提供は、そもそも事業者が放送局である事も要しないのであるが。)

#### >02

もしインターネット上のコンテンツ公開により、視聴料を取得しようとするのであれば、日本の全事業に対して負の影響を与えるものであって、しかも他放送局との競争上圧倒的に優位に立つという事を主張する(VOD事業は厳しいものである。そこで視聴料を独占的権利によって取得しようなどというのは、他社の事業の直接的妨害でこそないものの、あまりに競争にとって不公正である。)。

視聴料を取得しようとしないのであれば問題無いとは考える。(しかし、今更NHKを殊更に見ようとする者などあまりいないであろう。当方も受像機は完全に所有しない事とした。ニュースはライブドアニュースとロイターだけでよい。)

#### >O3

一応、これについてはさして問題無いと考える。ただし現状において。 蓋を開けてみると、コネのある者のみが事業を高額で受注していた、な どという事態がありえないとも限らないと見る。

#### >04

適切に行われているのであれば、認められるのであるが(あまり信用はできない。郵便局等店頭で目にする今のNHKの番組の有様を見るに、視聴者の声が適切に反映されているとは思いがたい。)、現状段階で「適切な内容であると認められる。」とするのは早計に過ぎると考える。

# >3.

# >01

そもそも、「国内基幹放送」ではないものであるので、受信料は取らないべきであると考える。

インターネット上でのコンテンツは、勝手にNHKが提供するものであるが(自主的にインターネット上での提供を言い出した事が良い証拠である。)、一般のVOD事業者と同様、見たい者のみがその都度契約を結んで見るべきであると考える。

#### >A

>ア

>1

>ウ

希望者には、VOD事業者と同様に、自由に課金して自由に費用負担させて見させて良いと考える。しかし、上記の通り、受信設備(要するに、

パソコンやスマートフォン等)を持っている者から視聴料を取る事は認められない。

NHKは、衛星放送を含む「国内基幹放送」以外でこれを行ってはならないはずである。

## >B

正しくVODであるが、視聴料を払っている者には何らかのキーを渡して 見させる等が考えられる。

しかし、これによってインターネット通信受信設備を持っている者全 てに視聴料を負担させる事はありえないはずである。

視聴ページに認証でもかけて保護しての提供とすべきである。

なお、NHK(子会社含む)の予算は視聴料以外にも財源がいくつかあると思われるが、それらを使ってインターネットにおける情報提供をする事にはそこまで総務省が関わらなくてもよいのではないかと考える。

(既に、NHKニュースなどは記事が公に提供されているはずである。)

#### >4.

インターネット上でのコンテンツ提供は、認証により対象を限定する 事が容易に可能であるので、通信設備を持つ者に視聴料を課すべきで はない。

この当たり前の事が守られるのであればよい。

#### >6.

# >01

当然、VOD事業者と同様に、望んで見る者に認証を行ってコンテンツを 提供する、という形にすべきであると考える。(マルチキャストでもこれは可能であるはずである。)

通信設備を持つ者全体に視聴料の負担を行わせる事はありえないが、 それを行わないのであればよい。というより、それを行わない場合のみ が適切である。

## > 02-5

通常の個人情報保護法及びそのガイドラインに基づけば良いのではないかと考える。

# >IV 結論

インターネットでの電気通信(「放送」ではなく「通信」である。どう言おうが、そうである。)では認証が行えるのであるから、国内のインターネット通信設備を持つ者全てに無条件で視聴料を負担させるのではなく、VODの形もしくは視聴料を既に払っている者にアクセスキーを渡しての提供とすべきであると考える。

それ以外はありえない。そして、そうなるなら、あまり問題は無いと考える。

意見は以上である。

【個人】